

各学校法人 理事長 様

神奈川県福祉子どもみらい局
子どもみらい部私学振興課長

令和6年度私立学校経常費補助金（幼稚園教諭等処遇改善費）に係る実施状況報告書の提出について（依頼）

日頃より、本県の私学行政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度の幼稚園教諭等処遇改善費に係る補助につきましては、令和6年12月2日付け福子総第909号にて、私立学校経常費補助金（一般補助）の一部として交付決定を行ったところですが、補助額の精算のため、下記の書類をご提出くださいますようお願いいたします。

なお、報告いただいた実績額が交付決定額を下回る場合には、返還が発生いたします。対象園については令和7年5月中旬頃に返還に係る通知を送付いたしますので、あらかじめご承知おきください。

1 提出書類

幼稚園ごとに提出してください。

ア 処遇改善費 実施状況報告（様式2）（Excelファイルにて提出）

イ 令和7年2月の給与明細等（処遇改善の対象教職員分）

ウ その他（賞与等）の支払方法について、処遇改善額の支払金額が確認できる書類（該当がある場合のみ）

※アは、申請の際に計画書としてご提出いただいたファイル（修正等を反映した最終版のExcelファイル）を用いて、「様式2」シートに実績を記載してください。

※アの作成にあたっては、記載例を必ず確認してください。

2 提出期日

令和7年3月21日（金）

3 提出方法及び提出先

（1）提出方法：「ア 実施状況報告（様式2）」はメールにて提出してください。

添付書類についてはメール又は郵送。

（2）提出先：〒231-8588（住所省略可）神奈川県私学振興課 助成グループ あて

Mail: jyosei.yochien@pref.kanagawa.lg.jp

※メールの件名は「**〇〇幼稚園 令和6年度処遇改善費実績報告**」としてください。

4 今後のスケジュールについて

(1) 経常費補助金(第3回)の支払: 令和7年3月14日(金)

経常費補助金(一般補助)の第3回分を支払います。

(2) 私立学校経常費補助金実績報告書の提出期限

処遇改善事業で返還が生じる園 令和7年5月8日(木)

処遇改善事業で返還が生じない園 令和7年5月15日(木)

(3) 補助金の額の確定及び、返還手続き(返還が生じる園のみ)

額の確定通知、返還通知書については、該当園にのみ追ってご連絡いたしますが、令和7年5月中には、園から県への返還手続きが発生しますので、あらかじめご了承ください。

なお、今回ご提出いただく実施状況報告書に修正がある場合は、事前にご連絡のうえ、令和7年4月4日(金)までに修正したものをご提出ください。

問合せ先

助成グループ 羽田野、三橋

電話 045-210-3772(直通)